

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣 男

被告 松 崎 参

準 備 書 面 (1 5)

平成28年 月 日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細 川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡 邊 彰



本書面では、被告準備書面（14）及び（16）に対する反論を準備する。

第1 能登町との関係における被告の主張に対する反論

1 被告準備書面（14）第1の1「原告とクロマルハナバチの飼育・研究について」に対して

（1）ホテルと関係なく公務として認められてきたこと

被告は、クロマルハナバチの飼育・研究について、懲りずに「ホテル館において、ホテルとは関係なくクロマルハナバチ飼育が公務として認められていた事実そのものが存在しない」と、原告が別件訴訟で争っている対立当事者である板橋区の主張に沿って主張を展開している。

しかし、かかる被告の主張は、膨大に存在する反対の客観的な事実関係（原告準備書面（11）第2の1の（2）・2頁～6頁、原告準備書面（7）第2の1の（4）・6頁～8頁参照）を無視したものである。

この点、セイヨウオオマルハナバチの飼育について、被告は「「ホテルとハチは共生関係にある」との原告の報告を受けていた板橋区が、「ホテル飼育に関係する範囲内で」という条件も下で板橋区が当該許可申請を提出していたとしても、なんら矛盾するところはない」（原文ママ）と主張するが、原告は、日本の在来種であるマルハナバチとハチとの共生関係に着目し、当該マルハナバチの飼育でできる用土をホテル飼育に利用していたものであって、外来種であるセイヨウオオマルハナバチの飼育はホテル飼育に関係があるわけではない。この点に関し、当該別件訴訟における板橋区の主張は既に崩壊しているのであり、板橋区の主張によって立つ被告の主張は成り立たない。

板橋区による当該許可申請は、「学術研究」のためであることが明示されたものであって（甲142）、ハチの「研究」が公務であったことは明らかである。

また、被告が指摘する、別件訴訟における原告本人尋問での（ハチの研究は）「勤務期間中はないですね」（乙31 58頁、59頁）との原告の回答は、勤務時間中に私的な論文等を言いたり、論文等を作成するためのディスカッションをしたりしたことはしていない、という趣旨で回答したものであり、様々な飼育方法の実践、その観察等の記録等の研究や、その研究成果に基づいて行う公的・私的な団体に対する技術指導等は、勤務時間に日常的になされていたもので、原告はこれを詳らかに板橋区に報告し、板橋区において、何ら問題とされず、むしろ、板橋区はホテル館でのハチの飼育・研究の成果を板橋区の成果としてアピールし（甲54）、また、原告は板橋区から指示を受けて活動してきたものであり（甲57の3参照）、これらの研究活動が板橋区において公認されていたことは明らかである。

（2）板橋区は経費削減による利益を受けていることについて

被告は、原告が別件訴訟で争っている一方当事者の言い分だけを根拠に、板橋区が経費削減による利益を受けていたことを否定するようであるが、全く、当を得ない主張である。

まず、そもそも、板橋区自身、経費削減の事実を否定するものではない。

被告の引用する、「事実確認がなされていたかは不明です」という板橋区の回答は、何についての事実確認か、その対象は明らかではないが、「経費削減」の事実自体は、当時の直属の上司である川平元係長の供述（甲144・5頁）の他、板橋区の公的な発表（甲55・6頁）からも明らかであり、「事実確認がなされていたかは不明です」という板橋区の回答が、「経費削減の効果」を否定する趣旨でないことは明らかである。

このように「経費削減」の事実は明白であるところ、その原因は、原告が板橋区の職員として能登町の事業に協力していたことで、武蔵野種苗園やその後任のイノリー企画から能登町に供給するクロマルハナバチの飼育によってできた用土を貰い受け、その用土をホテル飼育に利用してきたこと以外

にありえない。

この点、「事実確認がなされていたかは不明です」という板橋区の回答は、原告と別件訴訟で争っている渦中の回答であり、そもそも信用性に疑問であるところ、仮に、その「事実確認」の対象が、経費削減の上記経緯に関する事項の何かであったとしても、「不明」は「否定」を意味するものではない。

このような、対象がそもそも不詳で、根拠のない、極めて曖昧な紛争当事者の一方の回答のみをもって、原告によるクロマルハナバチの飼育・研究によって板橋区が経費削減による利益を受けていたことを否定する被告の主張は、全く当を得ないものである。

(3) 原告のクロマルハナバチに関する研究成果についての被告の無理解

ア クロマルハナバチのフェロモンについて

また、被告は、原告のクロマルハナバチの飼育研究の成果を否定するために、概ね、①論文発表がなされていない、②「フェロモン」は「異種の生物であるバクテリアを繁殖させる物質」ではない、③用語が不統一、④女王蜂の周囲の土壌についての説明とオスのフェロモンを抽出していることが矛盾する、と指摘するが、いずれも当を得ない。

この点、まず、論文の形で発表されたか否かということは、全く形式的な事項であり、原告の研究を否定する意味を持つものではないが、実際には、原告は、著明な雑誌にクロマルハナバチの研究に関する論文を發表しており（甲153「Biogeography」）、被告の上記指摘①はそもそも事実にも反する。

次に、原告は、フェロモン自体が、バクテリアを繁殖させる物質であると説明したことはなく、被告の上記指摘②も、専門性の欠ける知識をもとに原告の説明を曲解するものである。

繰り返し説明するとおり、原告は、女王蜂の周囲の土壌で抗菌性の強いバクテリアが多く繁殖していたという事実をきっかけに、その抗菌性の高

い土壌をホタル飼育に有用であることを認めて利用していたものであり、この抗菌性の高い肥沃な土壌が生まれる当該メカニズムを説明する際に「フェロモン」という用語や「抗菌物質」という用語を用いることは、何ら不合理なものではなく、被告の上記指摘③は、全く上記本質を理解しない形式的な事項に関して揚げ足を取ろうというものに過ぎない。

また、原告は、「メス」である女王蜂の周囲の土壌を観察することをきっかけに、クロマルハナバチのフェロモンの作用に着目したところ、メスに比べて多く育ち、毒針がなく安全なオスのクロマルハナバチの飼育によってできる用土についても、ホタル飼育に有効であることが確認できたため、これを利用したものであって、原告の説明は何ら矛盾するものではなく、被告の上記指摘④も、全く当を得ないものである。

イ 日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法について

さらに、被告は、原告の特許が拒絶査定になったことをもって研究の存在意義をなおも否定するが、特許申請にかかるクロマルハナバチ繁殖供給飼育が行われ、当該技術を用いた飼育販売事業が現に行われていたこと自体、争いのようなない事実である。

そもそも、能登町がクロマルハナバチの飼育販売事業を行うにあたっては、イノリー企画から、当該技術を用いて繁殖されたクロマルハナバチの供給を受けることや、原告から技術指導を受けることが必要だったのであり、当該技術が「拒絶査定」されたことは、能登町が当該事業を行うにあたって何ら妨げとなる事項ではない。

(4) クロマルハナバチの研究者の話が全く当を得ていないこと

なお、被告は、山形大学の教授の話を紹介して、原告の研究成果を否定しようとしているが、原告の研究内容について全く理解のない一研究者の意見に過ぎない。

まず、同教授は、「「わずか3～7日で目覚めさせる」というのは短すぎる」

としている(①)が、原告の方法を実践した場合、3～7日間で目覚めさせることは十分に可能であり、最短では2日間で目覚めさせることが可能である。また、この方法により、コロニーサイズが小さくなってしまいうこともない。

むしろ、「わずか3～7日」は短すぎる、という同教授の説明は、原告の研究成果である繁殖供給飼育が、従来の研究成果との比較において、いかに画期的かを意味するものでもある。

また、同教授は、ナノ銀について「銀イオン」としているが(②)、ナノ銀はイオン化するものではなく、全く誤解に基づく意見である。

そして、原告の方法を知らない同教授は、「水没によるハチの休眠」方法についての説明をしている(③)が、原告の方法は、水没の方法をとるものではないのであって、同教授は、原告の研究内容を全く誤解している。

このように、同教授は、原告の研究内容を全く知らないまま、完全に誤解して話をしているに過ぎないのであり、この同教授の話を根拠に原告の研究成果を論ずることはできない。

2 被告準備書面(14)第1の2『原告は権限なく能登町の事業に関与した ものではないこと』に対する反論」に対して

(1) 被告の主張の悪質さ

被告は「答弁の意味を理解するにはどんな質問に対する答弁だったのかを見るのが当然必要であるのに」などと、もっともらしく原告の主張に反論するが、かかる反論は、まず自分自身の従前の主張に対して向けられるべきものである。

というのも、そもそも、本件において、坂本区長の当該答弁を持ち出したのは、被告自身であるところ(被告準備書面(9)4頁)、その際、被告は、坂本区長の答弁が「どんな質問」に対してのものであったか全く詳細を明ら

かにしないどころか、「答弁」の詳細すら明らかにせず、しかも、質問及び答弁について証拠の提出もしないままに、坂本区長の答弁の一部のみを切り取って自らに有利なように解釈して主張しているのである。

これに対して、原告は、被告が「当然必要」であるとする質問者の質問及び答弁について、その全容を証拠として提出した上で（甲146）、合理的な解釈をもとに主張しているのであり、どちらが坂本区長の答弁の趣旨につき正確な主張をしているのかは明白で、被告の従前の主張が、坂本区長の答弁を正確に理解しない杜撰な主張であることは明らかである。

これを踏まえて、被告の新たな主張についてみるに、被告は、原告の指摘を受けて、被告準備書面（14）の2の（1）において、意味不明の苦しい弁解を試みているようだが、被告準備書面（9）で被告が主張しているように、坂本区長の当該答弁をもって能登町の事業に原告が独断で関わったことを示す根拠として引用することが不適切であることについて、何ら弁解できていない。

(2) 板橋区には能登町の事業に協力していることの認識があったこと

そして、被告は、能登町に対して「板橋区が一方向的に秘密裏に協力していたとすれば」と主張しているが、原告は、板橋区が「秘密裏に」協力していたと主張するものではない。

また、被告は、「能登町の予算で執行されるべき」事業「に板橋区が関与することは、区の行政目的から逸脱することであり、公金支出の多少にかかわらず、主権者である区民に説明されるべき事柄」と主張するが、板橋区は何らの予算計上もしていないのであり「公金支出の多少にかかわらず」として公金支出があったことを前提とするのは事実誤認である。

そもそも、板橋区が能登町の事業に協力していることの認識があったのは、すでに証拠に基づいて主張するとおりであり（原告準備書面（11）第2の2の（2）・11頁、12頁、原告準備書面（7）第2の2・8頁～22頁、

甲143・16頁～26頁)、例えば、能登町が板橋区に対して、クロマルハナバチの飼育・生産に関する協力関係を越えて広く環境問題に取り組む協定を締結しようとした持ちかけたエコポリス協定に関し、板橋区担当者の岩倉所長は、原告が板橋区職員として能登町の事業のためにクロマルハナバチの飼育・生産のための技術提供・技術指導を行っていたという継続的な関係を捉えて、「能登町と板橋区の歴史」とし、原告の能登町への支援を板橋区の支援であるとの明確な認識を示していたのである(甲72～75)。

これらの客観的事実を何ら踏まえることなく、区議という公的地位にある被告が、現在、原告と裁判で係争中の一方当事者である板橋区の主張を妄信して主張するのは許されない。

3 被告準備書面(14)第1の3『原告は論点をすり替えていることについて』の反論」に対して

(1) 本件において、下記i～iiiの事実を指摘し、原告が能登町を騙す詐欺を行なったこと、及び特定業者(イノリー企画)に便宜供与を行なったことを内容とする被告の表現行為が問題とされているところ、かかる事実は客観的事実に反する。

- i 原告がホテル館の「館長」ではないのに「館長」と偽って契約したのは詐欺である
- ii 原告が特定業者(イノリー企画)に便宜供与を行なった
- iii 能登町を欺き、契約書の日付を偽造した

この点について、被告は、「このように、原告が不正を働き懲戒処分を受けて」おり、かかる事実に基づいて、発信をしているというが、原告はまさにその懲戒処分を裁判で争っているものであり、区議という公的地位にある者

が係争中の一方当事者の言い分を妄信して発信することは許されない。

そもそも、被告の主張する事実（被告準備書面（14）8頁）の内、i及びiiiは、当該懲戒処分の理由とはされておらず、板橋区すら問題としていないのであり、板橋区から懲戒処分がなされたことを根拠に、上記事実を表現して原告の社会的信用を失墜させようとすることは許されない。

また、iiについても、後記のとおり事実と反する。

(2) 能登町を欺いたという主張は事実と異なることについて

原告の行為は全て、武蔵野種苗園の撤退によりクロマルハナバチの飼育販売事業が頓挫しかけていた能登町を救うため、及び能登町に協力していた板橋区のために、能登町から請われて（甲63）、上司の了解のもとで行ったものであって、能登町を騙したというのは事実と異なる。

この点について、被告が引用する川平元係長の供述は、裁判で争う対立当事者側の証人の一方的な陳述であるところ、後記の通り、同人の証言は全く信用できない。

そして、仮に、文書の作成手順に問題があったとしても、原告はすべて上司に報告しその了解の下で職務を遂行してきたし、能登町との関係でいえば、板橋区職員として能登町のために行ってきたことであり、能登町においても、板橋区においても、被告を除いて原告が能登町を騙した等と事実と反する指摘する者は皆無である。

被告の主張は、能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業に関する経緯を全く無視した、事実と反するものである。

(3) イノリー企画に対する便宜供与の事実はないこと

まず、被告は、「ハチの飼育販売は実際には原告とその協力者によっておこなわれてきた」と主張するが、原告がイノリー企画のハチの飼育販売に主体的に関わっていたと主張するのであれば、事実と異なる。

能登町に供給するハチは、能登町で採取されたハチを繁殖したもので、こ

れを飼育していたのは、武蔵野種苗園とその後任であるイノリー企画であり、イノリー企画は、自ら飼育する場所を賃借して飼育していたのである（甲150）。

一方で、板橋区ホテル館で飼育されていたハチは長野県小諸市で採取されたハチで、そもそも種が異なり、原告はこれを能登町も含めていかなる第三者にも販売していない。板橋区ホテル館の能登町の事業への協力は、板橋区の職員である原告によるクロマルハナバチの生態確認や死亡個体の確認、輸送方法等、飼育販売に関するアドバイスの提供等である。

また、被告は、イノリー企画の所在地について、ホテル館とすることを原告が容認して便宜供与を行ったと述べるが、以下のとおり、全く事実と異なる。

ア まず、そもそも、被告は、イノリー企画がハチを飼育・販売していること、ホテル館との関係を認識しつつ、これを容認していたものである。

実際、川平元係長や当時の環境部長は、イノリー企画の駒野氏が、平成23年頃、ホテル館の封筒を使用してハチの販売に関する請求書を送付したことについて、原告に対して、ホテル館のハチを売っていないか、について確認しただけで、駒野氏がホテル館の封筒を使用したことを何ら問題視せず、駒野氏に事情を確認することすらしていないのである（甲144・7頁）。

本来、ホテル館と全く関わりのない団体であれば、その団体がいかなる団体なのか、なぜホテル館の封筒を使っているのか、使うことは許されるのか、について原告に問い詰め、さらに、その団体を呼び出して事情を聞いて然るべきであろう。ところが実際には、原告及びその団体に対して、これらについて何も問題視されなかったのであって、その意味するところは、その団体が、ホテル館とどういう関係にあるかについて、川平氏も佐藤氏（当時のエコポリスセンター所長）も承知し、ホテル館の封筒を使う

ことも容認できるような関係であったからに他ならない。

また、板橋区は、能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業が終了し、川平係長が退いた後の平成24年5月22日、ホテル館でホテル飼育のボランティアをしていたイノリー企画の駒野氏に対して、ホテル館において、ハチの飼育をさせる提案を行っていたのであり（甲86）、イノリー企画のハチ飼育販売に関する業務やホテル館との関係については、実態をよく認識し、これを容認していたものである。

イ また、イノリー企画の開設届出書の所在地の記載は、駒野氏が長年ホテル館においてホテル飼育のボランティアをしており、当時もボランティアとして活動していたことから、一時的に記載したもので後日速やかに所在地を訂正しているのであり（甲151）、また、開設届出書に、「板橋区」や「ホテル館」等の名称を記載するなどして板橋区の信用を利用したわけでもなく、原告が「容認」し便宜を図ったという指摘はあたらない。

平成26年、駒野氏が名刺にホテル館の住所が記載していたことについては、駒野氏の活動拠点がホテル館においてホテル飼育のボランティアであったため駒野氏の判断で作成したものであり、原告の便宜供与とは全く次元が異なる。

4 川平元係長の供述について

(1) はじめに

川平元係長（以下、「川平氏」という。）は、別件訴訟において、板橋区側証人として、これまでの原告の主張と反する供述を行なっているが、同人の供述はまったく信用できない。

すなわち、川平氏は、客観的事実と矛盾する供述や、自身の陳述書や過去の言動と矛盾する供述、板橋区にとって不都合な事実に関する不自然な言い逃れ、さらに、板橋区の主張が一貫しないために板橋区の主張とも矛盾する

供述に終始しているのであり、その供述内容や証言態度からして、同人の供述には一片の信用性も認められない。

以下、具体的に指摘する。

(2) 能登町に対する板橋区の協力関係についての自己矛盾する供述

川平氏は、本件裁判の前、板橋区による自身に対する事情聴取において、板橋区木曾課長の「イノリー企画は能登町から利益を得ており、それをハチの飼育代にしていたとのことである。これによって区は資材等で利益があり、3年間で800万の利益があったのでやっていたと主張している。本人は決して懐に入れていないと言っている。」との質問に対して、「確かに資材は減らしていった。」「300万から400万程度減らした記憶がある」として、板橋区が利益を受けていたことを認めている（甲144・5頁）。

しかし、証人尋問において、板橋区の主張に沿って能登町との協力関係を否定する川平氏の供述は、極めて奇異であり、上記のとおり、能登町とイノリー企画とのハチの事業により板橋区が利益を受けていたことを認める自身の発言と矛盾する。

すなわち、川平氏は、能登町の業務にホテル館が協力することについて、研修性の受け入れ以外は、「ホテルを飼育することは第一業務でありますので、それに支障を来す以上のことは協力関係としてはできない」と供述する（甲154「川平証人尋問調書」30頁）が、能登町の業務にホテル館が協力することによってホテル飼育に支障を来す、という事実はなく、板橋区においてさえも、能登町に対する協力によってホテル飼育に支障を来したという主張はしていない。

むしろ、能登町のクロマルハナバチ事業について板橋区が関与してきたことで、板橋区が多大な利益を受けてきたことは、上記のとおり証人自身が認めていたことであって、ここでも、川平氏の供述は、過去の供述と矛盾するものである。

川平氏が、協力関係を否定するために「ホタル飼育が第一」、「それに支障を来す」と理屈を持ち出したのは、クロマルハナバチの飼育について「ホタル飼育に有用な限り」で公務とする板橋区の主張に沿う供述に固執したためであり、専ら被告側に肩入れしようとする態度が明白に現れたものである。

(3) 板橋区にとって不都合な事実に関する不自然な供述

川平氏は、板橋区にとって不都合な事実に関しては、「知らない」という供述に終始しているが、関係証拠に照らして不自然である。

たとえば、裁判官からの「武蔵野種苗園というところが関わって能登町との間に何かしているということをしたのもだいぶ後になってからになるんですかね」との質問に対して、「在任中は全然知りませんでした」と供述しているが、川平氏の係長在任中である平成21年、能登町から被告宛のエコポリス協定の提案文(甲74)には、能登町が、板橋区の「ご支援ご協力により、取り組みを行なって」いることに加えて、「休眠処理済みの女王蜂の購入及び、飼育生産した商品の販売については、株式会社武蔵野種苗園との及び、小泉製麻株式会社殿と業務について合意書を締結し業務を行っております。」と、武蔵野種苗園と能登町の事業との関わりを明確に記載しているのであるから、在任中は知らなかったというのは、全くもって不自然である。

さらに、在任中、板橋区の協力の下で、能登町と武蔵野種苗園がクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組んでいたことは、「サンデー毎日」(甲56の4)や、能登町の広報誌(甲64・5頁)にも記載があり、また、板橋区と武蔵野種苗園が、クロマルハナバチの飼育研究に共同で取り組んでいることについては、その他にも多数の報道(甲56)がなされているところであるが、川平氏は、板橋区の主張にそぐわない不都合な報道等について問われると、これも一貫して、「(見たことは)ありません」(甲154・28頁)、「見ていない」(甲154・32頁)、と供述しているが、取材があったことについて

ては、業務日誌等で報告しているのも踏まえれば、「見ていない」という供述は不自然甚だしいものといわざるを得ない。

また、平成22年11月1日の板橋区決算調査特別会議における、能登町に対するクロマルハナバチの販売を板橋区において行なうかという田中やすのり区議による質問や、直属の上司である大迫資源環境部長が行なった答弁についても、「承知しておりません」（甲154・32頁）、「知りません。」（甲154・33頁）と、供述しているが、係長という役職にありながら、自身が所管するホテル館の事業についての議会質問・答弁を知らないというのは極めて不自然である。

（4）エコポリス協定締結協議に関する被告の主張と矛盾する供述

また、川平氏の供述には、結論において板橋区の主張に沿った供述しようとするあまり、その論拠において板橋区の言い分と矛盾する供述も見られる。

すなわち、能登町が板橋区に対して、クロマルハナバチの飼育・生産に関する協力関係を超えて広く環境問題に取り組む協定を締結しようとしたエコポリス協定に関し、板橋区担当者の岩倉所長は、原告が板橋区職員として能登町の事業のためにクロマルハナバチの飼育・生産のための技術提供・技術指導を行っていたという継続的な関係を捉えて、「能登町と板橋区の歴史」とし、原告の能登町への支援を板橋区の支援であるとの明確な認識を示していたことについて（甲72～75）、板橋区は別件訴訟で、エコポリス協定は以下の理由により断わったものである説明するが、いずれも全く合理性がない（甲143・17頁～22頁）。

- i ハチの増殖は板橋区の業務とは関係がない
- ii 能登町側の協定締結の提案の主旨はハチの増殖
- iii ハチの増殖を主旨とする協定締結の要請は断わった

これに対して、川平氏は、板橋区が能登町とのエコポリス協定を断った理由を知っていると明言しつつ、「板橋区にとってWIN・WINの関係というんでしょうか、板橋区にとってプラスになるものがないという判断」（調書39頁）だったとして、上記i～iiiとは、異なる理由を説明しているのである。

しかも、川平氏は、エコポリス協定が想定する協力関係について、「両者が互いに協力し合って、環境問題を解決していこうというような協力関係」（甲154・29頁）であるとし、板橋区の「その主旨がハチの増殖にある」とする主張に反し、逆に、原告の主張に沿った供述を行っているのである。

このように板橋区側証人の供述が一貫しないのは、板橋区の主張があまりに事実と乖離した場当たりのものであったため、証人自身も当該主張を理解し得なかったからとしか考えられない。

エコポリス協定締結の協議の経緯については、能登町職員からエコポリスセンター所長宛に送られた複数のメールやエコポリス協定案（甲72～75）から、容易に把握されるものであり、これに対する、板橋区の反論の論拠は、そもそも無理があり、一貫せず、既に瓦解しているのである。

（5）まとめ

以上のとおり、板橋区側証人である川平氏は、客観的事実や自身の過去の供述と相容れない、矛盾する供述を繰り返していることから明らかなとおり、事実を無視し、専ら板橋区側の主張を支えることに終始したものであり、信用性が欠けるものである。川平証言を前提とする被告主張にもまったく合理性を見出すことはできないのは自明である。

第2 「不正」に関する主張に対する反論に対する再反論

1 「ホテル再生事業など」が、「預かり飼育」を意味するとの新たな主張について

(1) 被告の主張

被告は、訴状第5(1)ウの「不正に類する」表現行為について、「板橋区ホタル生態環境館(旧・ホタル飼育施設)の元飼育職員(ホタル)博士がかかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の特段によるもの。」との「ホタル再生事業など」とは、「原告がかかわった板橋区以外でのホタル再生の取り組み」であり、それは、「「預かり飼育」という各地のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育したのち、現地に放流するイベントのことである。」と主張する(被告準備書面(16)1頁)。

(2) 新たな主張であり、従前の被告の理解とも異なること

しかし、被告は、2014年12月10日付の答弁書以下の各準備書面において、これまで「ホタル再生事業など」という表現行為が、「預かり飼育」を意味するとは全く主張してこなかった。提訴から約2年が経過しようとする時点において、問題となっている表現行為の基礎となる事実関係につき新たな主張を展開することは、悪戯に論点をすり替え争点を拡大させ、訴訟の長期化を招くものであって容認できない。

また、被告は、2015年8月7日付の被告準備書面(3)においては、ウを含む「不正に類する」表現行為は、「・・・②静岡県駿東郡小山町に係る事実(ホタル再生事業としてのホタル水路整備委託への関与)を明らかにするものである」と述べているように(被告準備書面(3)5頁)、「ホタル再生事業」という用語は、被告の特許権を利用して他の自治体等でホタル水路整備を行うことという意味と理解したうえで、述べていたはずである。したがって、「ホタル再生事業など」という表現行為が、「預かり飼育」を意味するものとして表現していないことは、被告自身当然に理解していたはずであり、「ホタル再生事業など」が「預かり飼育」を意味するとの主張は、訴訟の長期化に伴い故意に主張内容を変容させ、虚偽の弁解をしているとしか言いよ

うがなく、全く受け入れられない。

さらに、被告は、「これらのイベントで放流するホタルは、それぞれ地元のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育していたホタルであると原告は主張していた」と主張するが（被告準備書面（16）2頁）、原告が預かり飼育を主張した事実は一切証拠上示されておらず、根拠がない。被告が提出した乙38号証をみても、「預かり飼育」という内容について原告が述べた記載は一切なく、乙38号証において、原告が「預かり飼育」を説明したことは示されていない。被告は、「遺伝的攪乱」など云々主張するが、自己に都合のよいように事実を切り貼りして主張を構成しており、悪戯に主張を拡大して争点を散逸させようとしており、失当である。

- 2 ウの表現行為について、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「預かり飼育」という各地のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育したのち、現地に放流するというイベントを板橋区の公認なく、原告が独断で行っていた、とは読めないこと

(1) 被告の主張

被告は、ウの表現行為は、原告が板橋区の公認なく、独断で、各地のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育したのち、現地に放流するというイベントを行っていたことを指摘する事実であるとして主張し、その前提で抗弁を展開している。

(2) ホタル再生事業から、「預かり飼育」は読み取れないこと

しかし、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、板橋区ホタル生態環境館がかかわったホタル再生事業が、「預かり飼育」を意味するものとは到底理解されない。

板橋区議会においても、「ホタル再生事業」という言葉は、板橋区の特許権を利用して、他の自治体等でホタルが飛翔できる環境を整えるため、ホク

ル水路等の整備を行うことを意味するものとして、認識されてきたものである。あくまでも、他の場所で、ホテルが世代交代をできるような飼育環境を整えるということであって、ホテル館で預かって飼育し返却することを意味するものではない。

このことは、板橋区の有していた特許権の内容そのものや、原告準備書面(11)18頁以降で示した板橋区議会議事録で残された区議会議員や原告の上司であった自然環境部長の発言内容を踏まえれば、明らかである(甲145号証)。なお、かかる議会議事録が残されている会議に、被告自身が同席していたことも、原告準備書面(11)で述べた通りである。

したがって、ウの表現行為が、「預かり飼育」を無断で行ったという前提で述べた被告の主張は、事実の評価を誤ったものであり、採用するに値しない。

3 仮に「預かり飼育」を意味するとしても、被告の抗弁は成立しないこと

(1) 発言の対象が公共の利害に関するものではなかったこと

確かに、「被告の表現行為は、板橋区のホテル生態環境館の元飼育担当職員がかかわった他団体のホテル再生事業など。」と述べており、公務員の職務内容に関するような記載がなされている。しかし、このような記載だけでは、なぜそれが公共の利害に関するものであるのか、何が公の「利害」にあたるのか、読み取ることができない。被告は、十分な説明もなく、ただ漠然と、板橋区の公認がない、元職員の独断であると決めつけ、その独断行為を示す事例と見えるように、それぞれの他の自治体や他団体と関連する記事を摘示しているが、このことがどのように「公共の利害」に関連するのか説明がない以上、公共の利害に関する発言とは認められない。

(2) 事案摘示の目的が公益を図ることにはないこと

上記の通り、被告の表現行為には、なぜこのことが公共の利害に関するもの

であるのか、表現行為の意図が示されておらず、十分な説明もない。まず、板橋区元職にであった原告が板橋区の公認なく、ホタル再生事業を行ったと断定し、その後、「もっと見る」をクリックすると、その事例であるかのように、他の自治体や他団体が羅列されているのであるが、板橋区の公認がないことについては何ら説明や資料がない。大手新聞等の報道記事がインターネットリンクとして掲載されているが、それも羅列した事例について説明なきまま、ただ引用されており、被告の独自の見解に関する資料という印象を与えるものにすぎない。原告に向けた他の一連の発言内容をもあわせ踏まえ、被告の表現行為を全体的にみれば、板橋区議会議員という地位を利用して、原告に向けた人身攻撃の一部であることは論を待たず、およそ、被告の表現行為が公益目的を図ることにあるとは認められない。

(3) 摘示した事実が真実ではないこと

仮に、百歩譲って、「ホタル再生事業など」がホタル生態館における「預かり飼育」を意味するものと理解されたとしても、そもそも、ホタル生態館では、他の自治体等からホタルを預かり飼育して返却するといった行為は原則として行われていなかった。他の自治体等から、ホタルやカワニナの生態を預かってくれないかとの相談を受けたときには、原告は、必ず上司に報告の上、板橋区の下承のもと、ホタル館の生態とは混雑しないように、他の自治体等からの生態であることを区別して、水槽にて預かっていた。板橋区は、水道料金や電気料金を算定するために、生態水槽の個数についても内容につき管理・把握しており、当然ながら、他の自治体等からの生態を飼育するための水槽が存在しているのであるから、預かっていることを知らないなどという板橋区の認識としてありえないものである。

また、被告が表現行為の中で指摘する、和光大学に関する「2006年かわ道楽冊子」、多摩市立東寺方小学校に関する「市民提案型まちづくり事業補助金」、調布市深大寺に関する「調布経済新聞」、石川県金沢市寺町に関する「北國新聞」、

福島県いわき市に関する「朝日新聞」、日本大学工学部に関する日本大学新聞のニュース、渋谷区立●●小学校（臨川小学校と思われる）に関するリンクサイトの「学校だより6月号」にはいずれも、ホテル生態館で預かり飼育を行った、との事実は一切述べられておらず、自ら摘示した客観的資料からも被告の主張は裏付けられていない。この点からも、被告の主張は破たんしているといえる（文京区立関口台町小学校、聖学院大学政治経済学部、神奈川新聞2009年3月16日、神奈川新聞2010年3月11日、東京新聞2013年3月15日は、リンクから追跡できなかった。）。

なお、渋谷区立臨川小学校からは、預かってもらえないかと副校長が持参されてきたことがあるが、原告は、ホテルは原則として生息場所を変えないほうがよいとアドバイスして、持ち帰っていただいたものであり、預かり飼育を行った事実はない。

唯一、板橋区ホテル生態環境館に預け飼育させたものとしての記載が確認できるのは、2012年3月16日のタウンニュースのみである。鶴岡八幡宮は特許権実施料を板橋区に支払い、板橋区の特許を使用してホテル生態水槽を設置した先である。原告は、鶴岡八幡宮から、ホテルの生態を一部預かり飼育して、返却してほしいとの依頼を受け、上司に報告して確認したところ、上司からは、夜間公開に影響が生じない限りで行って構わないとの回答を得たため、ホテル館において一部預かって飼育を行い、飼育したホテルを返却したものである。しかし、こうした扱いはごく例外的であり、被告が事例として指摘した団体・自治体等のうち、鶴岡八幡宮を除いて、預かって飼育をして返却した事実はない。

被告は、板橋区の認識について問い合わせをしたが、許可しているのか質問したところ関与していないとの回答であった、とのことであるが、誰に、いつ、どのようにして質問し回答を受けたのかはまるで明らかではなく、客観的資料も存在しない。したがって、板橋区が関与していない、といった事実が真実で

あることを示す根拠がない。

(4) 摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由がないこと

被告は、平成26年3月7日に、板橋区長が被告の質問に対し、「ホテル生態環境館は、他自治体や団体のホテルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません」と答弁したことをもって、板橋区が預かり飼育を承認したことはないと信じるについて相当な理由がある、と主張するようである。

しかし、この点に関する区長の答弁は、ホテル館の性質は、他の自治体等からホテルを預かって飼育する施設ではないというものであり、他の自治体等から個別に依頼を受けてそれを承認したか否かに関し、直接的に回答したものではないの。したがって、この答弁から直ちに板橋区が「預かり飼育」を公認していなかった、と断定することはできない。

また、被告が表現行為を行った時点では、原告は、板橋区から受けた懲戒免職処分について記者会見を開いて争う姿勢を明確に示しており、板橋区と原告との主張が正面から食い違っていることが公に明らかにされていた。被告は、板橋区からは確認したと主張するが、原告に対しては一切確認を行っていない。対立する当事者間において一方当事者の主張のみに基づき事実を断定しているのであって、このことから、被告が偏見に満ちており、およそ公正な立場で評価したとは認められない。

さらに、被告は、①いわき市でのホテル放流イベント、②鎌倉市の鶴岡八幡宮神社でのホテル放流、③渋谷区の小学校でのビオトープ計画の3カ所について直接関係者に電話取材を行い、飼育の実態を調査したと述べるが、いつ、どのようにして、誰に確認したかの客観的資料は示されておらず、かかる回答があったことを直ちに認めることはできない。また、これらについても、反対当事者である原告には何らの確認もなされていないのであるから、仮に回答があったとしても、その回答のみをもって預かって飼育させ、返却して

もらった、という事実があることを認めることはできない、というべきである(ただし、被告が摘示した事例のうち、②については、原告も認めている。)しかも、被告は区議会議員という立場にあり、発言の受け止められ方も、他の一般人とは異なる影響力を持つのであるから、調査や発言内容にはことのほか慎重さが求められるにもかかわらず、このような杜撰な調査と偏った意見・認識のもとで、断定的な発言をしたものである。

以上からすると、亭実が真実であると信じたことについて相当な理由があるとはおよそ認められない。

以上